

平成30年3月30日 市長決裁
令和5年4月1日 一部改正

現場代理人に関する常駐規定の緩和について

白岡市建設工事標準請負契約約款第10条第2項及び第3項に基づく現場代理人について、下記のとおり常駐義務の緩和を認めることとしたのでお知らせします。

記

1 現場代理人の兼務を認める要件

現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められ、兼務しようとする工事現場の距離が直線で10km以内である場合で、次の(1)及び(2)のいずれかに該当する工事については、2件までの工事を兼務することができます。ただし、安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でない判断した場合は兼務を認めないものとします。

- (1) 国又は地方公共団体が発注した請負契約金額3,500万円未満の工事
- (2) 国又は地方公共団体と契約する単価契約による工事

2 兼務することができる工事の確認方法

現場代理人の兼務を認める対象工事は、原則として入札公告、指名通知書又は見積書提出依頼書に記載することにします。これらに記載されていない場合は、様式第1号の「現場代理人の常駐義務の緩和に係る照会兼回答書」を使って工事担当部署に照会してください。

3 兼務する場合の手続き

現場代理人の兼務を希望する場合は、工事様式第2号の「現場代理人の兼務届け」を提出してください。この場合には、必ず兼務が可能であることが確認できる書類(入札公告、指名通知書又は見積書提出依頼書及び様式第1号)を添付してください。

4 常駐義務緩和の要件

次に掲げる(1)から(4)までの期間においては、現場代理人の常駐を要しないものとしています。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始

されるまでの期間

- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場制作を含む工事であつて、工場制作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間
- (5) (1)から(4)以外にも次の①及び②をいずれも満たす場合
 - ① 工事の内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取り締まり等が困難なものでないこと。
 - ② 発注者（監督員）と常に携帯電話等で連絡をとることができ、かつ、発注者（監督員）が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応が取れること。

様式第1号

現場代理人の常駐義務の緩和に係る照会兼回答書	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 金 額	
現場代理人 氏 名	
<p>上記工事は、現場代理人の常駐規定を緩和して兼務を認める工事であるか否か伺います。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>受注者</p> <p>氏 名</p>	

<p>上記工事の現場代人については</p> <p><input type="checkbox"/> 兼務を認めます。</p> <p><input type="checkbox"/> 兼務は認めません。</p> <p>年 月 日</p> <p>白岡市長</p>

様式第 2 号

現場代理人の兼務届		
白岡市長 あて		
工 事 名		
工 事 場 所		
現場代理人 氏 名		
現場代理人 の連絡先	(緊急時)	
	(上記以外の連絡先)	
<p>上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人と兼務します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: center;">受注者</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>		
先行工事 の 概 要	工 事 名	
	工事場所	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	監 督 員	(所属)
(氏名)		

⑩

※ 監督員は、兼務となる工事の概要の説明を受けた後に承認印を押印してください。